

建設産業外国人労働者受入環境整備事業補助金

福井県では、外国人労働者の受入れを行う事業者に対して、海外で行われる採用活動の渡航経費や、外国人労働者用の賃貸住居に係る賃料、日本語教育に係る経費を補助します。

補助金概要

補助対象者 (すべてを満たすこと)	<ul style="list-style-type: none">建設業法の規定に基づく建設業の許可を受けた建設業者県内に主たる営業所を有する建設業者県内営業所において外国人労働者を雇用しているまたは、新たに雇用する建設業者県税の全税目および地方消費税に滞納がない建設業者 等
補助対象経費	<p><渡航費> 海外での技能実習生の採用活動に係る航空運賃 ※令和3年度内に渡航し、雇用契約を結んだ場合に限る。 (補助上限額5万円)</p> <p><住居費> 技能実習生用に事業者が借り上げる民間賃貸住宅の賃料(月額)のうち技能実習生が負担する額(下限2万円)を除く額</p> <p><日本語教育に係る経費> 事業者が技能実習生に日本語教育(オンライン講習)を受けさせるにあたって負担する入学金、受講費、教材費 (補助上限額3万円)</p>
補助率等	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助上限額：20万円(うち渡航費については上限額5万円、日本語教育に係る経費については上限額3万円)
補助対象期間	渡航費：交付決定日から当該交付決定日の属する年度の3月末日まで 住居費：補助事業の始期(交付決定日以後)から連続する12カ月以内 日本語教育に係る経費：補助事業の始期(交付決定日以後)から連続する12カ月以内
申請書類	<ul style="list-style-type: none">補助金交付申請書事業計画書収支予算書 他
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)必着 ※上記期間内であっても定数(予算額)に達した場合、募集を締め切らせていただく場合があります。
問い合わせ先 申請提出先	福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 TEL：0776-20-0470 URL： https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kennsetusanngyougaikokuin.html